

平成23年8月26日

平成23年 第8回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成23年第8回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成23年8月26日（金曜日）午後1時59分～午後2時38分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育長職務

代理者

学校教育部長

学校教育部

参事兼

指導室長

建築課長兼

教育施設担当

副参事

統括指導主事

社会教育部

副参事

（国体準備

担当）

中央図書館長

野口 弘

小島昇公

今城 徹

堂垣隆志

岡田博史

高橋宏之

社会教育部長

学校教育課長

給食課長

社会教育課長

中央公民館長

兼狭山

公民館長

小俣 学

田代雄己

梶川義夫

佐伯芳幸

乙幡正喜

6. 書 記

庶務係長

小川 圭

主 事

谷本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第25号議案 東大和市スポーツ推進委員に関する規則

第4 第26号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

- 第5 その他報告事項
- (1) 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づく、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について
 - (2) 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について
 - (3) 学校運営連絡協議会委員の委嘱について
 - (4) 郷土博物館の臨時休館について
 - (5) 第42回市民体育大会ふれあい運動会について
 - (6) 中央公民館の臨時休館について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成23年第8回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は小泉委員にお願いします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長職務代理者学校教育部長。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 それでは、平成23年8月2日から23年8月23日までの教育長諸務報告を申し上げます。

初めに、平成23年8月2日に、校長任用の面接が東京都の神楽坂庁舎で実施をされております。

次に、8月4日には、東京都市教育長会として、平成24年度教育施策及び予算措置に関する要望書を東京都教育長に提出し、お願いをいたしました。都教育長からは、財政状況は厳しいが、現場の課題を理解することは第一歩のため、真摯に要望を聞きたい旨の発言がございました。継続の要望のほか、公立学校施設冷房化緊急支援特別事業の推進など、新規5件を加え、合計23件の要望を行いました。

8月5日には、教育委員懇談会に出席をいたしました。

8月7日には、第二中学校で開催されました「ムサビる」を見学いたしました。武蔵野美術大学の学生と市内の中学生の作品が数多く展示され、多くの見学者が楽しんでおりました。

8月10日には、都市教育長会が開催されております。各種委員の就任のほか、平成24年度の東京都市教育長会関係の負担金、さらに8月4日に行った東京都予算編成に対する要望書等について報告がなされております。

8月19日には、三市合同初任者宿泊研修閉講式に出席いたしました。清瀬市、

武蔵村山市、東大和市、3市の新任者対象の研修で、2泊3日で行われております。労をねぎらうとともに、今後の活躍を期待する旨、ごあいさつをさせていただきました。

8月23日には、定例校長会が行われ、夏休み期間中、大きな問題もなく過ごせましたことに対しお礼を申し上げますとともに、25日から2学期が始まるため、暑さ対策を含め児童・生徒の安全に対するお願いを申し上げます。

同日、「スポーツ祭東京2013東大和市実行委員会」設立総会及び第1回総会に出席いたしました。2013年に東京で国民体育大会が開催され、東大和市でも正式競技としてボウリングが、デモンストレーションとしてスポーツチャンバラが開催されます。同実行委員会の設立及び会則並びに役員を選任が設立総会で承認されました後、第1回総会におきまして事業計画及び収支予算等が原案どおり承認されております。

同日、羽村特別支援学校と共催の講演会に出席いたしました。各市からの参加も含め大勢の参加があり、実りの多い講演会となりました。

以上で、諸務報告を終了させていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告についてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。
(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第25号議案 東大和市スポーツ推進委員に関する規則

○鈴木委員長 日程第3、第25号議案 東大和市スポーツ推進委員に関する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長職務代理者。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 ただいま議題となりました第25号議案 東大和市スポーツ推進委員に関する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の規則の全部改正につきましては、スポーツ振興法がスポーツ基本法とし

て全部改正の上、平成23年8月24日に施行されましたことに伴うものでございます。

このスポーツ基本法の第32条第1項を受け、「体育指導委員」という名称を「スポーツ推進委員」という名称に変更し、また第2項で職務等が追加規定されておりますので、その内容を加えた規則となるよう全面的に改めるものでございます。

内容について申し上げます。

まず、題名を「東大和市体育指導委員に関する規則」から「東大和市スポーツ推進委員に関する規則」に改正いたします。

そして、条文といたしましては、第1条に趣旨、第2条に委嘱、第3条に職務、第4条に定数、第5条に任期、第6条に服務、そして第7条に委任を規定する全7条で構成される規則でございますが、全部改正ということで、各条項で文言修正等を行っております。

なお、詳細につきましては社会教育部長から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、初めに今回の改正の背景についてご説明申し上げます。

これまで日本のスポーツは、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法のもとにおいて発展してまいりましたが、同法の制定から50年が経過し、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、スポーツの価値や社会的役割の重要性が高まってきたことから、時代にふさわしい法整備を行うことが課題となっております。

そこで、スポーツ振興法を全部改正いたしまして、スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されました。この新法では、スポーツ振興法に規定されておりました施策を充実させつつ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国、地方公共団体、スポーツ団体を初めとする関係者の連携と協働によりまして、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定したものであります。

それでは、今回の内容の説明に入りたいと思います。

今回の改正は、スポーツ振興法第19条に定められておりました体育指導委員の役割につきまして、近年、スポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツを推進するための連絡調整としての役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法第32条で、このような職務が規定上追加されるとともに、当該職務をより適切にあらわす観点から、スポーツ推進委員に名称が変更となったものでございます。そこで、今までの東大和市体育指導委員に関する規則を全面的に改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表をもとにご説明申し上げます。

資料のほうご覧いただきたいと思います。

まず、規則の題名について「東大和市体育指導委員に関する規則」を「東大和市スポーツ推進委員に関する規則」に改めるものであります。

続きまして、第1条になりますが、「目的」を「趣旨」に改めまして、条文中の「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めまして、「職務その他体育指導委員に関し 必要な事項を定めることを目的とする。」の部分につきましては「職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。」に改めるものであります。

続きまして、第2条でありますが、委嘱についての規定であります。スポーツ基本法第32条の条文に合わせました表現としたもので、条文中に「東大和市におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、」を加え、「持ち」を「有し」に、「次条」を「次条第1項」に、「持つ」を「有する」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

続きまして、第3条でありますが、職務に関する規定でございます。こちらは、根拠条文に合わせた表記としております。

第1号でありますが、「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。」を加えまして、旧規則の第1号を第2号とし、「住民の求めに応じて、」を「住民に対する」に改め、第2号を第3号に、第3号と第4号を統合し、第4号、「学校、公民館等の教育機関、行政機関、スポーツの団体等が行うスポーツの行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。」とし、第5号については表現を改め、「スポーツについての住民の理解を深めること。」とし、第6号については「住民の」を削り、「スポーツの振興のための指導 助言」を

「スポーツに関する指導及び助言」に、第2項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

続きまして、第4条でございますが、こちらは定数を規定したものでございまして、条中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「15名」を「15人」に改めるものであります。

第5条は、任期についてであります。第1号については表現を修正したものでありまして、「スポーツ推進委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とし、第2項中、「委員会は、前項の規定にかかわらず」を、「前項の規定にかかわらず、委員会は」にいたしまして、「前項の」を「同項に規定する」に、「体育指導委員を解職することができる。」を「スポーツ推進委員の職を解くことができる。」に改めたものであります。

第6条は、服務に関する規定でありまして、第1項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「連絡し 協力」を「連絡し、協力」に改め、第2号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「当たつて」の「つ」を「っ」に改め、第3号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、旧規則第7条の研修に関する規定を服務としてとらえることで第4号に移動し、「スポーツ推進委員は、常にその職務を行うのに必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。」とするものであります。

旧規則第7条を削り、新たに第7条として委任に関する条文を修正し、「この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。」とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ないですか。では、私のほうから1点お願いします。

第3条、(3)、この組織の育成ということが職務内容に入ってきていますけれども、これ実際にこれから動いていくわけですけれども、どんなことが考えられますでしょうかね。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 こちらの組織につきましては、いろいろ自治体によってさま

ざまだというふうに考えますが、まず一番大きいものは地域スポーツクラブ、こちらは国体までに全市町村に1つ以上つくらなければいけないということで、当市においても今体育指導委員を中心に組織の立ち上げを、組織といいますか、このスポーツクラブの立ち上げを、検討を進めているところでございます。そういう中で、体育指導委員の役割が非常に高いということで、当市において、この組織というのは、まずは地域スポーツクラブのことに、一番考えられる組織というふうには考えているところでございます。

地域スポーツクラブも、今年度中に立ち上げられるように、今社会教育課の中で検討を進めているわけなんですけれども、その中心的役割を体育指導委員の皆さんにさせていただいていますので、今後もこの規則改正をしたことによりまして、さらに体育指導委員、これからスポーツ推進委員ですが、一層の活躍をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第25号議案 東大和市スポーツ推進委員に関する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第25号議案 東大和市スポーツ推進委員に関する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第26号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第4、第26号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長職務代理者。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 ただいま議題となりました第26号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、第25号議案でもご説明いたしましたが、平成23年8月24日施行のスポーツ基本法により、スポーツ振興法で規定されておりました体育指導委員がスポーツ推進委員になることに伴い、本規則を改めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。

第9条第1項の表、社会教育課の部、生涯学習係の項、第8号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第26号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第26号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第5、その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づく、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について、報告事項2、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について、以上の2件は関連がありますので一括して報告をお願いいたします。

学校教育部長。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 それでは、その他報告事項（１）及びその他報告事項（２）につきましてご報告をさせていただきます。

本件は、学校医等が公務上で災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害について補償される公務災害補償に関するもので、今回は２件の改正でございます。

１件目の（１）の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についてでございますが、これは学校医等の公務災害補償の条例の中で、長期療養者の休業補償と年金補償に係る補償基礎額について、受給者に適正な補償額を確保するための最低限度額と最高限度額を定めることとされておりまして、それに基づくものでございます。

学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額と最高限度額は、人事院が定める額を考慮して、市長と協議の上、教育委員会が定めることとなっております。東京都の補償金額に準じ、決定しているところでございます。

東京都の補償金額と同様の額にすることにつきまして、条例に基づき市長に協議をお願いいたしましたところ、７月20日付で同意をいただきました。また、市長の同意を得られたことから、同内容につきましては８月19日に告示させていただきましたことを、本日ご報告申し上げるものでございます。

年齢階層別の改正額につきましては、その他報告（１）の資料の中段にございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、２件目の（２）の前年度以前に支給された遺族補償年金等の年金額を再評価する際の率の改正についてでございます。

こちらは公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定により、市長と協議の上、教育委員会が率を定めることとなっております。東京都の率の改正に準じ、決定しているところでございます。

この遺族補償年金等の額に乗ずる率につきましても、東京都の率と同様の率にすることにつきまして、市長に協議をお願いいたしましたところ、７月20日付で同意をいただきました。また、同内容につきましても、８月19日に告示させていただきましたことを、本日ご報告申し上げるものでございます。

改正率につきましては、その他報告（２）の資料に、期間別、学校医及び学校歯科医、学校薬剤師の別に、経験年数別の乗ずる率がございますので、後ほどご

参照いただきたいと存じます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項3、学校運営連絡協議会委員の委嘱について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 平成23年度の学校運営連絡協議会委員の委嘱につきまして、学校運営連絡協議会委員名簿が全校から提出されております。資料のとおりご報告申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項4、郷土博物館の臨時休館について、本件の報告をお願いいたします。
社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 私のほうから、郷土博物館の臨時休館についてご報告させていただきます。

郷土博物館では、収蔵資料を良好な状態で保存するため、資料の燻蒸、いわゆる消毒作業を行います。燻蒸作業中は、事故防止のため、全館を臨時休館とさせていただきます。

期間につきましては、平成23年9月13日、火曜日から、16日の金曜日までの4日間を予定しております。

なお、市報には9月1日号、またホームページを使いまして情報の掲載に努め、また公共施設等にもポスター等で事前の提示をしている状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項5、第42回市民体育大会ふれあい運動会について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 お手元の資料の(5)になります。第42回東大和市民体育大会ふれあい市民運動会についてご報告させていただきます。

日時につきましては、平成23年9月25日、日曜日、午前9時から午後3時30分までを予定しております。場所につきましては、上仲原公園野球場を予定しております。

当日のプログラムにつきましては、現在このような案ということで検討しておりまして、詳細を詰めているところでございます。

なお、こちらにつきましても9月1日の市報並びにホームページを活用し、皆さんに周知するのと同時に、現在ポスター等を準備しておりまして、より多くの方に出ていただけるよう対応を準備しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 ふれあい市民運動会につきましては、毎年、市民参加が減ってくるということで心配なところがありますが、今回このプログラムということを見ましたが、何か大きく工夫をされたとか変更されるようなところはございますでしょうか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ふれあい市民運動会につきましては、6月に自治会長の皆さんがお集まりの中で市長が協力依頼をし、より多くの方に来ていただけるような企画にしていけますというふうに話をし、自治会長の皆さんから賛同いただいて、これまで進めてまいりました。2回の企画運営委員会をしまして、これは自治会長の代表でなっている会議なんですけれども、大幅にプログラムの内容を変えております。よりいろんな、さまざまな方に参加していただけるようなプログラムには変えてきているところでございます。

なお、学校教育とも連携をさせていただきまして、例えば、まだ決まっておりませんが、ブラスバンドの皆さんたちに開会式に演奏してもらえないとか、それからあとは昼に国体をPRしたり、さまざまな催しというんでしょうか、今までにないものを盛り込むようには努力してきております。

お店につきましても、商工会と連携し、お店を商工会から出していただけることも内諾いただいておりますし、あとは自治会の皆さんはもとよりですが、PRについて、自治会の皆さんにもポスターを張っていただく協力をさらにお願ひしたり、あと市民体育館のほうで子供に運動会の絵を描いてもらいまして、それをポスターに使ったりとか、いろいろ身近なといいますか、いろんな方々に参画といいますか、一緒にやってもらえるような取り組みをこれまでしてきているところでございます。

PRが足りないということでは、今までいろいろ指摘をいただいておりますし、例えば庁用車に張れないとか、いろんな取り組みを今実践、調整しているところですので、今まで以上にたくさんの方に来ていただけるような工夫について協議し、進めてきているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 説明ありがとうございます。

自治会を中心にして、いろいろと工夫を凝らしておられるということ、大変ありがたいと思いますが、今の時代、自治会に加盟していない人たちが多くなっておりますが、そういう人たち対象にはどのように考えておられますか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 自治会に入っていないエリアの地域の方々においでいただくことは、今までも課題として出てきておりまして、なかなか解決は、解決に向けてこうしようというふうには、いまだいい案は出ていないところはあるんですけども、今までにプラスして、例えば公共施設にポスターを張ったり、掲示板に張ったり、人目につくような努力はさらにしていきたいというふうには思っております。あとはメディアを使って、報道のほうにも連携をさせていただいて、新聞等に載せていただいたり、マイ・テレビとかいろいろございますが、そういうところにも声をかけまして、いろんな人に知っていただく努力は今後して、自治会に入っていない人たちにも知っていただき、参加してみようというふうには思っ

てもらえるような企画にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 ぜひさらに自治会に入っていなくても参加しやすいような方法を、やはり考えていただくのがよろしいかと思えます。

よろしく願いいたします。

○小俣社会教育部長 進めてまいります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 去年までの駐車場、あれは六小のグラウンドでした……

○小俣社会教育部長 五小。

○土田委員 五小か。五小のグラウンド、あれで十分足りているかどうかということが1つと、それからPRするのに、そういう車でおいでいただいて結構です、駐車場はここですよというふうなPRの仕方があれば、より多くの方が来やすいんじゃないかというふうに思えます。

○鈴木委員長 社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 まず1点目の駐車場のことでございますが、第五小学校の校庭を使ってございます。こちらの台数につきましては、何台までというのは書いていないんですけれども、校庭に白線を引かまして、とめやすいように工夫をしております。今まで足りなかった、または路上駐車等、近隣のご近所にご迷惑をかけたというお話は聞いてございませんので、台数的には確保されているのではないかと思っております。

車でのご来場のことにつきましては、特に障害の方とかにつきましては、より会場に近い、学校よりも近い南側のところを、駐車場のほうをご用意させていただいております。比較的、参加者は道具を運んだりすること以外については、やはり自転車と徒歩の方の参加が大半を占めておまして、特に車でのご来場についてはというのは大きくは表現していませんが、自転車等の方に対しては、歩道や車道に迷惑がかからないように役員を立たせまして、自転車の整備等に努めているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項6、中央公民館の臨時休館について、本件の報告をお願いいたします。
中央公民館長。

○乙幡中央公民館長兼狭山公民館長 中央公民館の休館についてご報告申し上げます。

中央公民館では、学習環境の向上を図るため、今年度、冷暖房工事の改修を行う予定でございます。工事期間中は、利用者の安全と工事の安全確保のために、23年11月15日、火曜日から、23年12月20日、火曜日までを休館といたします。

ただし、この期間、学習室・ホールの仮申請及び申請書の受付業務、それから自動印刷機、電子複写機の使用は従来どおりできます。ただし、事務室と1階ロビーの改修工事を行うときには、この機械は利用できないというような形で考えてございます。

それから、休館のお知らせでございます。休館のお知らせにつきましては、23年9月1日号の市報と、それからホームページで市民の皆様方にお知らせをいたします。また、中央公民館の受付窓口にポスターを掲示いたしまして、皆様にお知らせをするというようなことを考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第8回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時38分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 小泉 美佐子